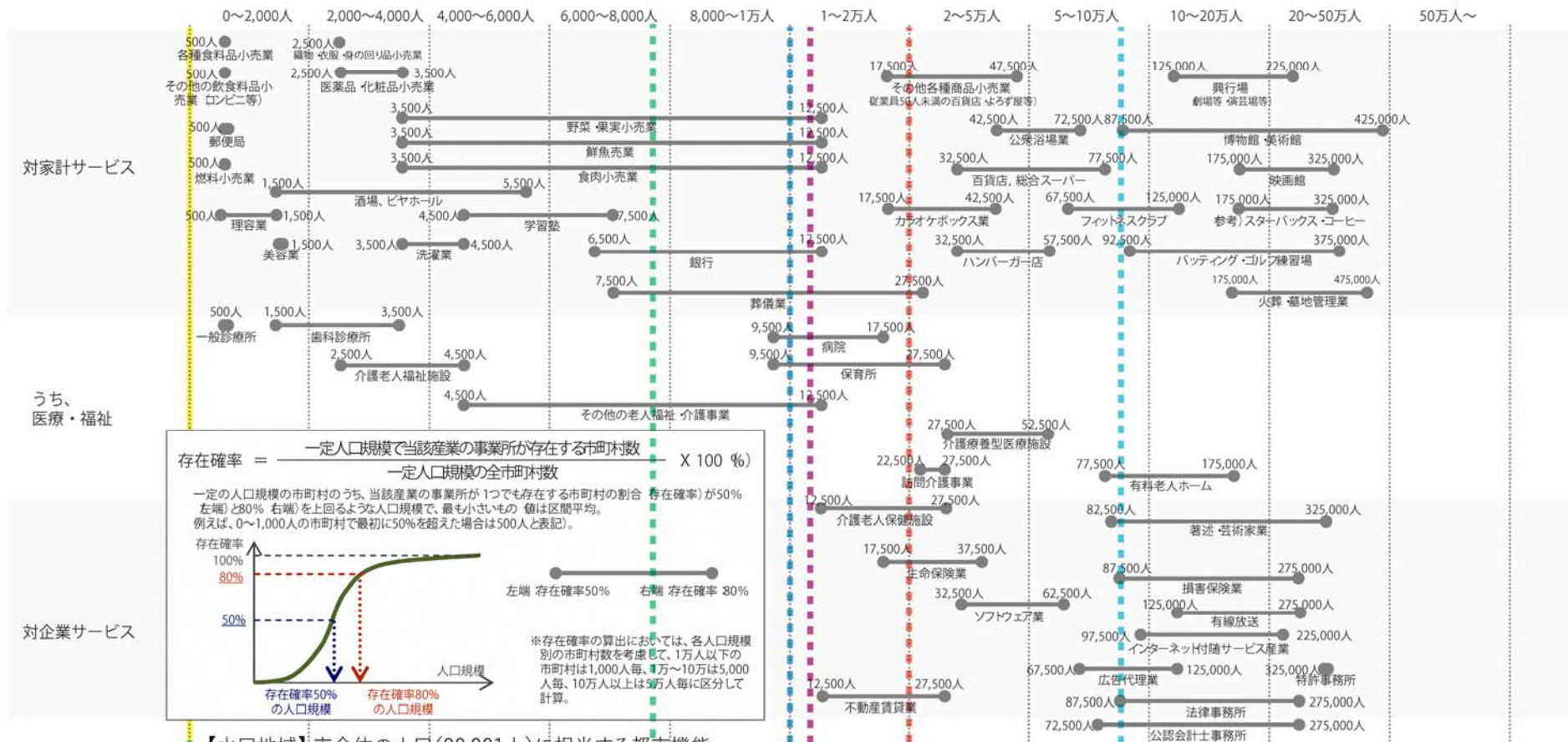


# (参考) サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模



- 【水口地域】市全体の人口(90,901人)に相当する都市機能
- 土山地域の人口(7,656人)に相当する都市機能
- 甲賀地域の人口(10,235人)に相当する都市機能
- 甲南地域の人口(20,338人)に相当する都市機能
- 信楽地域の人口(12,133人)に相当する都市機能

(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値  
 (注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22年12月1日現在の1,750市区町村を基準に分類  
 \*人口は平成27年の国勢調査による。

出典) 病院 一般診療所 歯科診療所 厚生労働省 平成21年地域保健医療基礎統計  
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 厚生労働省 平成20年介護サービス施設・事業所調査  
 スターバックスコーヒー Starbucks Coffee Japan HP、その他の事業所 総務省 平成18年事業所・企業統計調査」及び「国勢調査」をもとに、国土交通省国土政策局作成

都市機能誘導施設（候補）の検討手順

都市機能誘導施設（候補）の検討においては、以下の手順で行う。

① 「サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模」における、各拠点の人口規模に相当するサービス施設の抽出

⇒都市拠点に立地する都市機能は本市の全人口を対象とすることから、本市の全人口に相当するサービス施設を抽出する。同様に、地域拠点に立地する都市機能は各地域の日常生活圏の人口を対象とすることから、各地域の人口に相当するサービス施設を抽出する。

7,500人で立地確立80%の都市機能	備考	12,500人で立地確立80%の都市機能	備考
各種食料品小売業	商業機能	野菜・果物小売業	商業機能
その他の飲食料品小売業（コンビニ等）		鮮魚小売業	
燃料小売業		食肉小売業	
衣料品・化粧品小売業		銀行	金融機能
織物・衣服・身の回り品小物業		その他の老人福祉・介護事業（通所型）	介護福祉機能
酒場・ビヤホール	飲食店	※甲賀地域、信楽地域の人口規模に相当	
郵便局	金融機能		
介護老人福祉施設（入所型）	介護福祉機能	20,000人で立地可能性80%の都市機能	備考
一般診療所	医療機能	病院	医療機能
歯科診療所		※甲南地域の人口規模に相当	
学習塾	その他		
洗濯業			
理容業			
美容業			
※土山地域の人口規模に相当			

90,000人で立地可能性80%の都市機能	備考	90,000人で立地可能性50%の都市機能	備考
その他各種商品小売業	商業機能	有料老人ホーム（入所型）	介護福祉機能
百貨店・総合スーパー		博物館・美術館	教育文化機能
ハンバーガー店		フィットネスクラブ	その他
保育所	著述・芸術家業		
介護老人保健施設（入所型）	損害保険業		
介護療養型医療施設（入所型）	広告代理業		
訪問介護事業（訪問型）	法律事務所		
カラオケボックス業	その他	公認会計事務所	※本市の人口規模に相当
公衆浴場業			
葬儀業			
ソフトウェア業			
生命保険業			
不動産賃貸業			
※本市の人口規模に相当			

② ①で抽出したサービス施設を基本として、都市拠点及び地域拠点の規模に相当する都市機能を選抜

⇒都市拠点・地域拠点の規模に相当する都市機能を選抜する。なお、選抜にあたっての考え方は下表に示す。

地域拠点の規模に相当する都市機能	機能	考え方
各種食料品小売業、飲食料品小売業（個人商店、コンビニ等）	商業機能	・日常生活に必要な食料品を入手するための都市機能として必要である。
一般診療所	医療機能	・健康に日常生活を送るうえで必要な医療という観点から、地域住民のかかりつけ医となる一般診療所が必要である。
その他の老人福祉・介護事業（通所型）	介護福祉機能	・その他の老人福祉・介護事業とは地域包括支援センターやケアハウス等をさす。 ・自力での移動を必要とする者に対して適切に日常生活サービスが提供されるべきという考え方から、介護福祉施設のうち、通所型・訪問型の施設が必要である。

都市拠点の規模に相当する都市機能	機能	考え方
百貨店・総合スーパー	商業機能	・衣料や化粧品等の日常的に消費しない物品を入手するための都市機能として必要である。
病院	医療機能	・高度な医療が必要となった場合に必要都市機能として必要である。 ・入院中の家族の世話や見舞等、日常的な来客が予想されるため、多くの市民にとってアクセス性が高いことが望ましい。
訪問介護事業（訪問型）	介護福祉機能	・自力での移動を必要とする者に対して適切に日常生活サービスが提供されるべきという考え方から、介護福祉施設のうち、通所型・訪問型の施設が必要である。
保育所	子育て機能	・日常生活において安心して子育てを行える環境の形成を担う機能として必要である。
博物館・美術館	教育文化機能	・市民の学びの機会創出を担う役割として必要である。

⇒上記および、地域拠点の規模に相当する都市機能

③「サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模」に含まれないが、立地することが望ましい都市機能を追加し、都市機能誘導施設（候補）とする。

⇒人口規模が同程度である他市町村の事例を参考に、「サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模」に含まれないが、立地することが望ましい都市機能を追加する。

⇒都市機能誘導施設（候補）の機能の分類は、「立地適正化計画作成の手引き（平成29年4月10日改定）」に示される都市機能の分類に準ずる。

⇒都市機能誘導施設（候補）はその機能や規模により、「中心地に数か所立地することが望ましい都市機能（【施設レベル①】とする）」と「居住区域に分散して立地することが望ましい都市機能（【施設レベル②】とする）」に分類することが可能である。これにより、都市機能誘導施設（候補）を分類する。

機能	都市機能誘導施設 （候補）	中心地に数か所立地することが 望ましい都市機能 （施設レベル①）	居住区域に分散して立地 することが望ましい都市機能 （施設レベル②）	考え方
行政	市役所	○		中枢的な行政機能として、本市の中心的な拠点に立地することが望まれる。
	支所	○		日常生活を営む上で必要な行政窓口機能として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	公民館		○	日常生活圏における地域コミュニティの活動拠点として、日常生活圏内に立地していることが望まれる。
介護 福祉	地域包括支援センター	○		高齢者の介護や福祉等を総合的に支え日常生活を支援する施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	訪問型介護福祉施設	○		介護を必要とする方の日常生活を支援する施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	通所型介護福祉施設	○		
子育て	子育て支援センター	○		子育てを総合的に支援する拠点として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	放課後児童クラブ		○	日常生活圏における放課後の子どもの見守りの役割を担う施設として、日常生活圏内に立地していることが望まれる。
	保育所・幼稚園等		○	子育て世帯の就労支援等の役割を担う施設として、日常生活圏内に立地していることが望まれる。
商業	大型集客施設	○		市全域を対象とした多様な目的の買い物機能を充足する役割を担う施設として、本市の中心的な拠点に立地することが望まれる。
	食料品スーパー	○		日常生活圏における日常的な身の回り品の買い物機能を充足する役割を担う施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	コンビニエンスストア		○	日常生活圏におけるごく身近な身の回り品の買い物機能を担う施設として、日常生活圏内に立地していることが望まれる。
	複合商業施設	○		公共交通利用時における待合機能の向上や交通結節機能の向上を目的として、交通拠点に立地することが望まれる。
	飲食店	○		
医療	病院（20床以上）	○		総合的な医療サービスを受けることができる施設として、本市の中心的な拠点に立地することが望まれる。
	一般診療所（内科）	○		日常的な診療を受けることができる施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
教育 文化	市民ホール	○		様々な催しものを開催する施設として、本市の中心的な拠点に立地することが望まれる。
	博物館・美術館	○		様々な催しものを開催や多様な学びの機会創出の拠点として、本市の中心的な拠点に立地することが望まれる。
	図書館	○		日常的な調べ物や学習機関の創出の場として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
金融	郵便局	○		日常的な郵便機能を担う施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。
	銀行・信用金庫 等	○		日常的な引出・預入等の機能を担う施設として、多くの住民にとってアクセス性が高いことが望まれる。